

# 相武台地区防災計画

～自分たちのまちは、自分たちで守ろう～

# 目 次

## 第1章 地区防災計画の方針

1	計画策定の目的	1
2	計画の位置付け	1
3	計画の推進体制	1
4	大規模災害による相武台地区の被害想定	2
5	相武台地区の「防災・減災」の現状と課題	4
6	相武台地区が目指すスローガン	6

## 第2章 地区として取り組むこと

1	平常時の取り組み	7
2	災害時の取り組み	9
3	地区災害対策本部の活動	11

## 第1章 地区防災計画の方針

### 1 計画策定の目的

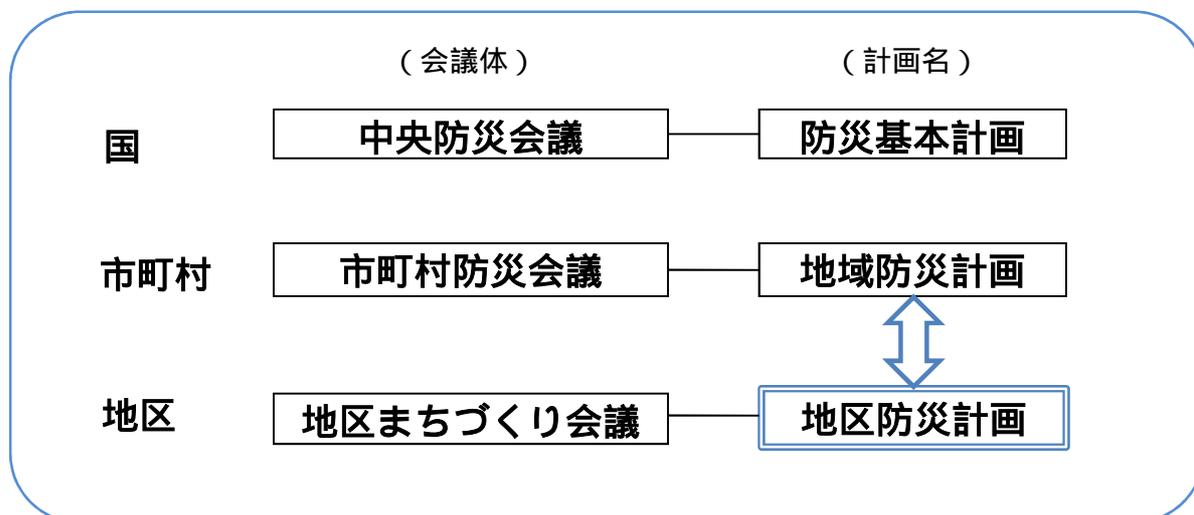
東日本大震災をはじめ、これまでの多くの災害の教訓からも、大規模災害の発災直後には、消防や各行政機関など、「公助」による対応にも限界があるため、自らの身は自ら守る「自助」、自分たちのまちは自分たちで守る「共助」の考え方を基本に、発災時に市民や地域自らが対応できる体制「近助」をつくることが重要である。

このため、地域の特性に応じて、大地震や風水害など様々な災害の危険性を考慮しながら、地域における防災力を高めることを目的とする。

### 2 計画の位置付け

本計画は、地区居住者等が共同して行う当該地区における自発的な防災活動に関する計画であり、市町村レベルの地域防災計画と連携することにより地区の防災力を向上させることを目的とする。

#### 【地区防災計画の位置付け】



### 3 計画の推進体制

#### (1) 相武台地区まちづくり会議

主に計画の推進や見直し・変更を担当する。計画の広報も地区まちづくり会議が担当する。

#### (2) 相模原市安全・安心まちづくり推進協議会相武台支部(防災部)

主に計画に示した具体的な取組みの実行を担当する。そこから発生した課題などを次期計画の見直しに反映させる。

#### 4 大規模災害による相武台地区の被害想定

国における首都直下地震の新たな被害想定の見解や近年の災害履歴等に基づき、本市の地震被害想定である、「相模原市防災アセスメント調査」を更新（平成26年5月）した。

##### (1) 本市における想定地震と条件

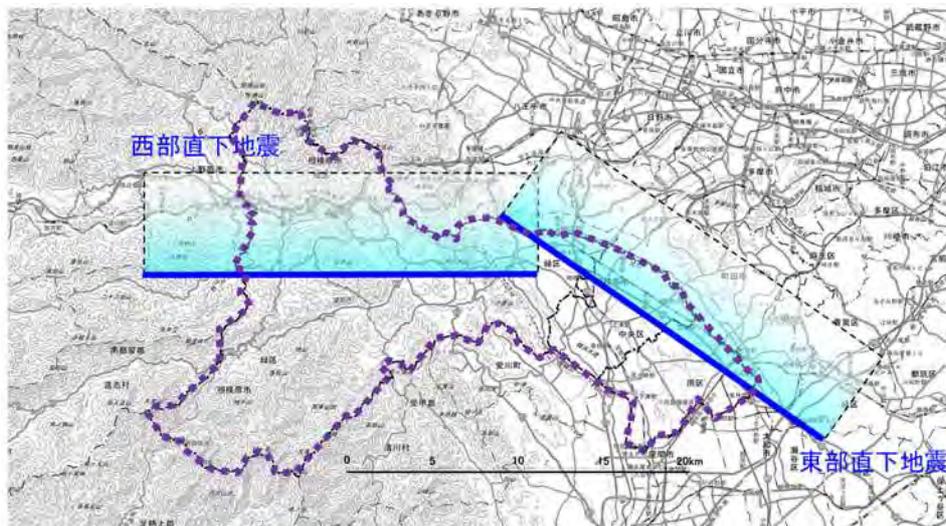
相模原市防災アセスメント調査に基づく想定地震と発生時刻等の条件は、次のとおりである。

###### ア 想定地震

相模原市東部直下地震	本市の東部地域直下の地震（マグニチュード7.1）
相模原市西部直下地震	本市の西部地域直下の地震（マグニチュード7.1）
大正関東タイプ地震	相模トラフで発生するマグニチュード8クラスの海溝型地震

###### イ 条件

季節・時刻	夏12時、冬18時、冬深夜2時の3ケース
天候	晴れ、風速3m（本市の平均風速）



想定地震の震源断層位置（東部直下地震、西部直下地震）

大正関東タイプ地震の震源域は、神奈川県・東京都・埼玉県・千葉県・茨城県を横断する広大な範囲であり、本市はその震源域上に位置する。

##### (2) 相武台地区における想定地震と条件

相模原市防災アセスメント調査に基づく相武台地区の被害想定は次のとおりである。なお、想定地震は最も大きな影響を及ぼす相模原市東部直下地震とする。

## ア 想定地震

相模原市東部直下地震・・・本市の東部地域直下の地震（マグニチュード7.1）

## イ 条件

季節・時刻	人的被害・・・想定ケースで最大となる冬深夜2時 建物被害・・・想定ケースで最大となる冬18時 避難者・・・想定ケースで最大となる冬18時
天候	晴れ、風速3m（本市の平均風速）

## ウ 建物被害

建物被害は次のとおりである。（冬18時）

建物総数	2,819棟	
全壊	101棟	
大規模半壊	0棟	1
半壊	380棟	2
焼失（全焼）	13棟	

- 1 大規模な補修が必要なもの。  
損壊部分が延床面積の50%以上70%未満のもの。
- 2 基本的機能の一部を喪失したもの。  
損壊部分が延床面積の20%以上70%未満のもの。

## エ 人的被害

人的被害は次のとおりである。（冬深夜2時）

死者	6人
閉込者	81人
重傷者	10人
軽傷者	68人

被害者数の数値は概数。

## オ 避難者数

避難者数は次のとおりである。（冬18時）

避難者当日	630人
避難者（1週間後）	1,714人

## 5 相武台地区の「防災・減災」の現状と課題

### (1) 相武台地区の特徴

#### ア 自然的条件

##### 地区全体

- ・市の南東部に位置し、座間市境とキャンプ座間が隣接している。
- ・河川がない。

##### 小学校区単位

もえぎ台小学校	・台地（上段）にあり、大部分は平坦な地形 ・西部には農地が見られる
緑台小学校	・台地（上段）にあり、全体に平坦な地形だが、中央付近を南北方向に浅い谷が通っている
相武台小学校	・台地（上段）にあるが、中央部付近の谷を中心に凹凸がある ・西部には農地などのオープンスペースが多い

#### イ 社会的条件

##### 人口

人口（平成27年4月1日現在 住民基本台帳）	19,984人
（うち外国人の登録人口）	303人
年少人口（15歳未満）	10.2%
生産年齢人口（15歳以上65歳未満）	60.0%
高齢人口（65歳以上）	29.8%
自治会加入率（平成27年4月1日現在）	69.37%

##### 交通

相模原市における南北の幹線道路である県道507号相武台相模原線（村富線）が隣接しており、県道56号町田厚木道路（行幸道路）との交差点付近などでは慢性的な渋滞が発生している。

地区の南端には、相模原市の放射交通軸である小田急線の相武台前駅（座間市相武台1丁目）が設置されている。

#### ウ 過去の災害

- ・昭和53年4月6日、大雨により、相武台1～3丁目全域で浸水被害が発生。  
（雨量114mm、床上浸水204世帯、床下浸水210世帯）
- ・昭和53年7月11日、相武台地区に集中豪雨があり、浸水被害が発生。  
（雨量74.5mm、床上浸水62世帯、床下浸水160世帯）

( 2 ) 相武台地区の課題と解決に向けた取り組み

= 課題

= 解決に向けた取り組み

ア 防災意識の普及啓発

自治会活動の中で、防災の優先順位が低い。  
防災訓練の参加者が役員等の限られた人員に偏り、一般参加者が少ない。  
地区居住者への防災意識の啓発を進めるため、日頃から地区のイベントや会合などのあらゆる機会に防災の取組を盛り込んでいく。  
相武台地区としての防災マップを作成する。

イ 自治会・自主防災組織

自治会長の業務が多く、これ以上防災業務に従事することが困難である。  
自治会の役員も防災に関する意識にバラツキがある。  
自治会毎に自主防災組織を組織しているにも関わらず、定期的な訓練を実施していない組織がある。  
地域における防災関係者の養成を推進する。  
単位自主防災組織毎に年 1 回は訓練を行い、顔が見える環境づくりを推進する。

地区としての本部の設置・活動方法が不明確である。  
地区としての本部の活動について、相武台地区独自のマニュアルの作成を検討する。

ウ 一時(いっとき)避難場所

一時避難場所に避難した際、何をすべきなのかが不明確である。  
現在指定している一時避難場所は、広さや場所などが目的に適していないものがある。  
一時避難場所は何のためにあり、そこで何をするのかを明確にするための普及・啓発活動を、地区のイベントなどのあらゆる場面で実施する。  
一時避難場所は単位自主防災組織が指定しているが、地域の実情を加味した避難場所となっているか検討する。

エ 広域避難場所関係(キャンプ座間ゴルフコース)

広域避難場所へ入場する際の責任者や手続、相手方の受入体制など、詳細については調整中である。  
広域避難場所への避難訓練が実施されていない。

広域避難場所までの避難路の幅員が確保されていない。  
広域避難場所への入り口が少ない。  
広域避難場所としてスムーズに開設されるのかも含めて、避難のあり方を検討する。  
災害が発生した際の避難対策を並行して検討する。

#### オ 避難所

風水害時、小中学校の避難所の校庭の水はけが悪く、体育館への進入が厳しいことが想定される。  
風水害時は、市が開設する公共施設（公民館等）も避難場所となるため、市からの情報を的確に入手して適した避難行動をとる。

#### カ 救護所

救護所（相武台小学校）にあっては、物理的な条件などの課題がある。  
地域の実情を加味しながら、引き続き検討を進める。

#### キ その他

ブレーカーによる通電火災の危険がある。  
ブレーカーの位置や落とし方がわからないケースがあるため、ブレーカーの場所及び落とし方の確認について啓発を行う。

地域内の防火水槽の位置が不明確である。  
消防団を通じた周知活動を行う。

比較的狭い道路が多く、災害時に避難路として利用できない可能性がある。  
あらゆる事態を想定し、可能な限り複数の避難路を選定する。

新耐震基準を満たしていない、昭和56年以前の建築物が多い。  
耐震化を促進するための啓発を行う。

### 6 相武台地区が目指すスローガン

防災・減災対策を進めていく上では、地域住民による自発的な活動が重要である。そこで、相武台地区では、地域ぐるみで防災活動による地域防災力の向上を目指し、以下のスローガンを掲げ、防災・減災対策を推進していくこととする。

「～自分たちのまちは、自分たちで守ろう～」

## 第2章 地区として取り組むこと

### 1 平常時の取り組み

#### (1) 各家庭での備え

月に一度は家族全員で防災について話し合いを行い、地震災害を想定して、わが家の安全対策や避難の方法・緊急連絡手段等の取り決めなどを行う。

また、常に災害に対する備えを怠らず、非常時に対する少なくとも最低3日分以上の食料、飲料水、生活必需品等の備蓄、非常持ち出し品の準備など「自助」の取組を実施し、非常持ち出し品や防災用具の点検や補充を随時実施する。

#### (2) 自主防災組織での備え

災害時に効果的な活動ができるよう、訓練、備蓄等の必要な災害への備えを行うとともに、地域住民が防災に関する正しい知識を共有し、各家庭で災害に備え、自主防災組織の活動への積極的な参加を促す。

#### (3) 防災訓練の実施

大地震等の災害の発生に備えて、情報の収集・伝達、初期消火、救出・救護、避難誘導、災害時要援護者対策等が迅速かつ適切に行えるよう、次により防災訓練を実施する。

#### ア 個別訓練の種類（自主防災組織単位）

情報収集・伝達訓練

消火訓練

避難訓練

救出・救護訓練

給食・給水訓練

図上訓練（HUG，DIG） 1

クロスロード 2

- 1 HUG（避難所運営ゲーム）...避難所の運営方法を学ぶための、カードを使用した模擬体験ゲーム  
DIG（災害図上訓練）...地図を使って危険な場所などを確認し、地域の防災力を理解する図上訓練
- 2 クロスロード...災害現場で実際に起こった葛藤をカードにしたもので、その問題について「イエス」「ノー」の二者択一で答え、考え方を共有するゲーム

#### イ 総合訓練

総合訓練は、2以上の個別訓練について総合的に行うものとする。

また、相模原市等が行う訓練に参加する。

#### ウ 地区一斉防災訓練

新たに「そうぶだい防災の日」を設け、その日に相武台地区一斉防災訓練を実施する。

「そうぶだい防災の日」 毎年6月の第2日曜日

訓練の実施は、相模原市安全・安心まちづくり推進協議会相武台支部（防災部）が中心となって進める。

#### (4) 災害危険の把握（地区防災マップの作成）

災害予防に資するため、次のとおり地区固有の防災問題に関する把握を行う。

また、それらを記載した防災マップを作成し、地区内で情報共有する。

##### （把握事項）

- ・危険地域、区域等
- ・地区の防災施設、設備
- ・過去の災害履歴、災害に関する伝承

##### （主な把握の方法）

- ・相模原市防災アセスメント調査（平成26年5月）
- ・相模原市地区別防災カルテ（もえぎ台小学校区、相武台小学校区、緑台小学校区）
- ・相模原市浸水（内水）ハザードマップ
- ・防災まち歩き

#### (5) 防災資機材の点検・整備

相模原市防災週間（7月第1土曜日からの1週間）を全資機材の点検日とする。

#### (6) 避難経路の確認

各自主防災組織において、事前に避難経路上の危険な箇所を把握するとともに、避難計画書の作成に努める。

#### (7) 中高層・共同住宅等の災害対策

中高層・共同住宅の管理者は、日頃から、建物の整備及び耐震性の維持、確保に努めるとともに、周辺住民や自主防災組織との連携強化に努める。

また、住宅用火災警報器の維持管理の徹底や感震ブレーカーの設置などによる通電火災の予防に努める。

#### (8) 防災をテーマとした若い世代との交流

相模原青陵高等学校との交流を通じて、地域並びに近隣の高校として、お互いに何が助け合えるかなどのお話し合いに努める。

## 2 災害時の取り組み

### (1) 自助・共助の行動や心構え

阪神・淡路大震災や東日本大震災のような大規模広域災害時の「公助の限界」が明らかになるとともに、自助・共助による取り組みが重要なものとなっている。

発災後、自身の身の安全を確保した上で、救出・救護活動等に積極的に協力する。

### (2) 避難にあたっての注意点

発災後、ガスの元栓を閉める、電気ブレーカーを落とすなどの必要な措置を施した上で、一時避難場所等へ避難し災害の推移を見守る。その後、自宅が倒壊しているなどのやむを得ない状況である場合は、避難所へ避難する。

### (3) 初期消火活動

発災後、初期段階においては、地区住民及び自主防災組織等は自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努めるものとする。

なお、火災に際しては初期消火が特に重要になるため、自主防災組織等は各家庭に対して、火の元の始末など出火防止のための措置を講じるように呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器、水バケツ、小型動力ポンプ等を活用し、隣近所が相互に協力して初期消火に努める。

### (4) 救出・救護活動

建物の倒壊、落下物等により救出・救護を必要とする者が生じたときは、自分の身の安全を確保した上で、救出・救護活動を行う。この場合、現場付近の者は、救出・救護活動に積極的に協力する。

また、救出・救護活動は、救命処置を必要とする者を優先して行い、救出・救護の事態が火災現場付近とそれ以外の場所にあった場合は、火災現場付近の救出・救護を優先して実施する。

なお、傷病者の救急搬送は、救命・救急処置を必要とする者を優先して、医療機関に搬送し、その他の傷病者は、消防団員、自主防災組織等の協力を得て、自主的な応急手当を行う。

### (5) 避難誘導

災害が発生し、又は発生のおそれがあり、人命に危険が生じ、又は生じる恐れがあるときは、区域内にいる全ての人に対して、次により避難を行う。

#### ア 避難誘導の指示

市長から避難指示・勧告等が出たとき又は地区防災組織の会長等が避難の必要があると認めたととき、単位自主防災隊長等は避難誘導班に対し避難誘導の指示を行う。

#### イ 避難誘導

避難誘導班員は、会長等の避難誘導開始の指示を受けた時は、今後単位自主防災組織ごとに別途作成する避難計画書に基づき、住民を避難場所に誘導する。

#### ウ 避難所の管理・運営

災害時における避難所管理・運営については、「相模原市避難所運営マニュアル」を参考に各避難所運営協議会を中心に行うこととする。

### (6) 災害時要援護者対策

災害時において、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者など、災害時要援護者に対して、地区住民及び関係機関等の協力を得て、効果的な応急対策を総合的かつ優先的に行うものとする。

なお、地区内における単位自治会などを中心とした災害時要援護者への支援活動については「災害時要援護者避難支援ガイドライン」を参考に行うこととする。

#### ア 災害発生時の対応

災害発生後概ね3日間を目途に、災害時要援護者の安否確認や避難支援等の支援活動を積極的に行うこととする。

#### イ 災害発生時の情報収集

大規模災害が発生した場合、支援組織は安全が確保される範囲内において、支援台帳等をもとに災害時要援護者宅の個別訪問など、主体的に安否確認を行い、地区内支援組織間での情報を共有するとともに地区本部に報告する。

#### ウ 避難誘導の方法

発災後の避難誘導方法及び災害時要援護者別状況の対応については「災害時要援護者避難支援ガイドライン」を参考に行うこととし、避難経路、避難場所については、安全を確認の上、指定された場所等に速やかに誘導することとする。

### (7) 在宅避難者の把握・支援

地区内の自主防災組織等は、避難所運営協議会及び相武台まちづくりセンター現地対策班(以下「現地対策班」という。)から、在宅避難者の情報収集を行うとともに、随時、現地等での情報収集を行い、必要に応じて、避難所運営協議会及び現地対策班と協力して在宅避難者への支援を行う。

### 3 地区災害対策本部の活動

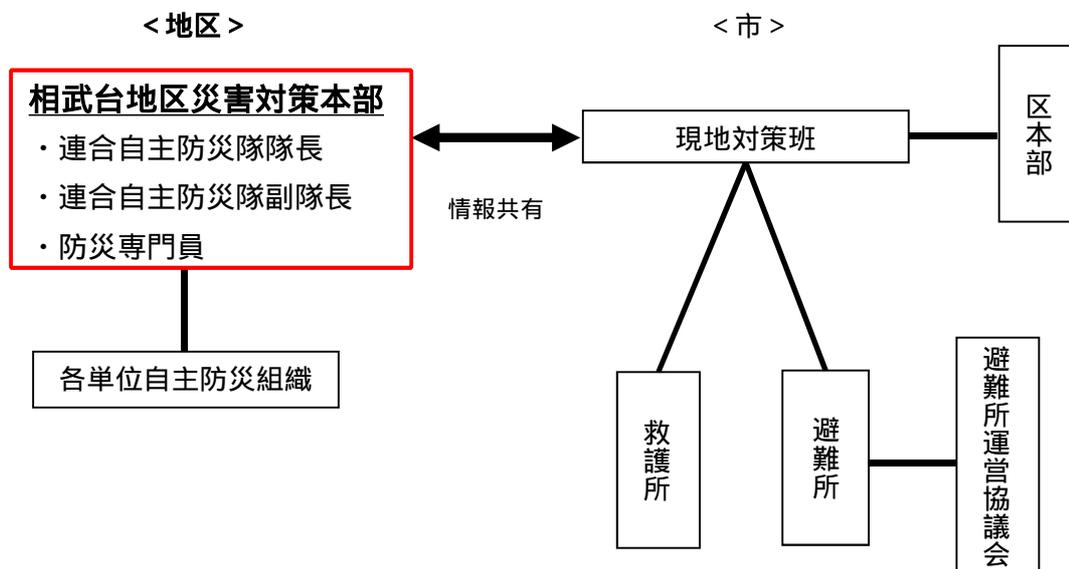
#### (1) 相武台地区災害対策本部の設置及び廃止

災害発生時に、相武台地区内の被害情報等の収集及び災害時要援護者の避難支援を行うとともに、地区の状況について現地対策班への報告、避難所運営協議会と現地対策班との連絡・調整を行うことを目的とした、相武台地区災害対策本部（以下「地区本部」という。）を相武台まちづくりセンター内に設置する。

地震、風水害等による災害発生のおそれなくなった場合、東海地震予知情報及び警戒宣言が解除された場合、もしくは発生した災害・応急対策が概ね終了したと認められる場合には、地区本部を廃止する。

地区本部を廃止した場合には、現地対策班にその旨を連絡する。

#### 【体系図】



#### (2) 地区本部の設置基準

地震時	相模原市で「震度5強」以上の地震が発生し、又は発生のおそれがあるとき。
風水害時	風水害等により地区内に大規模な被害が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき。

(参考：相模原市相武台現地対策班の設置基準)

地震時	相模原市で震度5強以上の地震を観測したとき。 東海地震予知情報が発表されたとき。 東海地震の警戒宣言が発令されたとき。
風水害時	大規模な被害が発生、又は発生のおそれがあるとき。 大雨特別警報・暴風特別警報・大雪特別警報などが発表されたとき。

参集方法・・・テレビ、ラジオ、防災行政無線(ひばり放送)、広報車、防災メール等により情報を得て自主参集

( 3 ) 地区本部が行う情報の収集・伝達

被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な防災・応急措置を行うため、情報の収集・伝達を次により行う。

情報は、簡潔明瞭が肝心であり、「いつ、どこで、なにが、(だれが)、どうして、どのように」の要領で情報を収集し、伝達する。

( 情報の収集・伝達の方法 )

- ・ テレビ、ラジオ
- ・ 各種電話
- ・ 防災行政用同報無線 ( ひばり放送 )
- ・ F A X、インターネット
- ・ 伝令
- ・ 相武台地区防災無線 等



## 相武台地区防災計画検討会議 会則

### (名称)

第1条 本会は、相武台地区防災計画検討会議（以下「検討会議」という。）と称し、事務局を相模原市危機管理局及び相武台まちづくりセンターに置く。

### (目的)

第2条 検討会議は、相武台地区の防災活動の方向性等について、会議で検討した結果を計画書（以下「相武台地区防災計画」という。）としてまとめ、隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動につなげることにより、相武台地区における防災・減災の取組を進めることを目的とする。

### (位置づけ)

第3条 検討会議は、相武台地区まちづくり会議（以下「まちづくり会議」という。）会則第11条に規定する専門部会として位置づける。

### (構成及び任期)

- 第4条 検討会議は、相武台地区内に住所を有している者及び相武台地区内の事業所のうち、別表に掲げる者をもって構成する。
- 2 構成員の任期は、第1回の会議開催日から平成28年3月31日までとする。
  - 3 構成員に欠員が生じ、構成員を補充する必要があると認められる場合には、後任者を選定する。

### (部会長及び副部会長)

- 第5条 検討会議に、部会長1人及び副部会長1人を置くものとし、構成員の互選により決定する。
- 2 部会長及び副部会長の任期は、本協議会の構成員の任期によるものとする。
  - 3 部会長は、本協議会を代表し、会務を総括する。
  - 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代理する。

### (会議)

- 第6条 検討会議の会議は、部会長が招集する。
- 2 会議の議長は、部会長が務めるものとする。
  - 3 会議は、構成員の半数以上の出席をもって開催することとする。
  - 4 部会長は、必要があると認めるときは、会議に諮り、構成員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

### (公開)

- 第7条 検討会議は、原則として非公開とする。
- 2 検討会議は、検討内容を定期にまちづくり会議に報告するものとする。

### (地区説明会)

第8条 相武台地区防災計画をまとめるにあたっては、まちづくり会議が主体となって、地区住民から広く意見を求めることとする。

### (委任)

第9条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この会則は、平成26年12月16日から施行する。
- 1 この会則は、平成27年 6月 1日から施行する。

別 表（第4条関連）

	役職	団体等
1	部会長	相武台地区自治会連合会（会長）
2		相武台地区自治会連合会（副会長）
3		相武台地区自治会連合会（副会長）
4	副部会長	防災専門員、防災マイスター
5		防災専門員、防災マイスター
6		相武台小学校避難所運営協議会（会長）
7		緑台小学校避難所運営協議会（会長）
8		もえぎ台小学校避難所運営協議会（会長）
9		相武台中学校避難所運営協議会（会長）
10		相模原市消防団南方面隊第2分団第5部（代表）

検 討 経 過

会議名称	開催年月	備 考
まちづくり会議	平成26年12月	検討専門部会構成員の選任等
第1回計画検討会議	平成27年 2月	検討内容等
検討専門部会役員会	平成27年 3月	中間報告及び内容確認
第2回計画検討会議	平成27年 3月	検討内容等
第3回計画検討会議	平成27年 4月	検討内容等
検討専門部会役員会	平成27年 5月	中間報告及び内容確認
第4回計画検討会議	平成27年 6月	検討内容等
検討専門部会役員会	平成27年 7月	中間報告及び内容確認
第5回計画検討会議	平成27年 8月	検討内容等
第6回計画検討会議	平成27年 9月	検討内容等
まちづくり会議	平成27年10月	相武台地区防災計画案の説明
第7回計画検討会議	平成27年11月	相武台地区防災計画の策定

平成27年12月4日～22日地域版パブリックコメント実施（意見等なし）